

一般社団法人 SDGs 推進協会 会員規則

(本規則の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 SDGs 推進協会(以下「本会」という)の定款第5条、第12条および第13条に基づき、本会への入退会、会費等の取り扱いに関する手続を定める。

(入会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、本会の定款及び本会会員規則(以下「本規則」という)に同意したうえで、本規則に定める書式にて入会申込書を作成し、これを本会事務局に提出しなければならない。但し、Webからの申込は、Web フォームへの НьюРю k を持って入会申込書の作成とする。

(会員の種別)

第3条 定款第5条に規定する会員は、次に定義する種別のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、正会員をもって、一般社団法人に関する法律上の社員とする。

会員種別	定義	入会金・年会費	備考
正会員	当法人の目的に賛同し協会運営を担うために入会した個人	別途規定	社員総会にて承認
団体会員	当法人の目的に賛同し協会活動を行う目的で入会した地方公共団体・法人・団体・組織	入会金:0円 年会費:60,000円	代表理事が承認
個人会員	当法人の目的に賛同し協会運営以外の協会活動を行う目的で入会した個人	入会金:0円 年会費:6,000円	代表理事が承認
賛助会員	当法人の事業を賛助し、協会活動を支援する目的で入会した個人又は団体	一口(年間): 30,000円	代表理事が承認
学生会員	当法人の目的に賛同し入会した学生(※)	免除 (在籍期間内)	代表理事が承認

【※】この場合の学生とは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、高等学校、専修学校並びに各種学校にて就学している者を言う。

(正会員)

第4条 正会員は、本会の法律上の社員となって、通常年1回開催する社員総会に出席し、本会運営に必要な事案の議決に加わる権利を有する。

- 2 正会員は、本会の法律上の社員として、その氏名及び住所が名簿に登録され、情報開示の対象となることを予め承諾するものとする。
- 3 総会における正会員の議決票は、1票とする。

(団体会員、個人会員、賛助会員、学生会員)

第5条 団体会員、個人会員、賛助会員、学生会員は、正会員と異なり、第4条に掲げる権利及び義務は有さないものとする。

(個人情報の管理)

第6条 本会は、会員に係る個人情報は、会員名称(会員氏名含む)及び第4条2項に該当する内容を除いて非開示とし、個人情報保護法の定めに従って管理するものとする。

(会費)

第7条 会員は、毎年の総会で定められる年会費(第3条1項の表に掲げる金額)を本会に納入するものとする。

- 2 年会費は、毎年社員総会後に本会が発行する請求書により納入するものとする。
- 3 年会費の年度は、本会の事業年度に準じるものとする。
- 4 年会費の計算は半期単位とし、1月以降に入会した場合は年会費の半額を納入するものとする。
- 5 納入された年会費は返納しないものとする。

(入会の許可)

第8条 本会の会員になろうとする者は、この会員規約に従うことを承諾のうえ入会を申請するものとする。

- 2 入会申請は、当会ホームページの入会申込フォームに必要事項を入力し、申請するものとする。
- 3 本会は、入会申請があったときは、入会審査を行い、申請者に対して通知するものとする。通知を受けた者は1ヶ月以内に入会金、年会費を納入するものとする。
- 4 以下のいずれかに該当する場合は、入会を承認しないものとする。
 - (1) 誓約事項(別紙1)を承認し誓約しない
 - (2) 第3条1項の表に掲げる会員種別の定義に該当しない者であるとき
 - (3) 入会申請事項に事実と異なる内容があるとき
 - (4) 会員規約への同意の事実を確認できないとき
 - (5) 本会の趣旨に反する活動を行っている個人又は団体からの申請であるとき

(会員の権利)

第9条 会員は次の権利を有するものとする。

- (1) 本会名称、商標の使用。但し、届け出をし、承認を得た場合に限る。
- (2) 本会を通じ、会員への各種情報の提供、案内等の通知。但し、通知内容は本会の審査を受け、承認を得た場合に限る。
- (3) 本会からEメールでの情報提供を受けること
- (4) 本会の主催する講演会、セミナー等への優先的参加
- (5) その他権利は当協会ホームページに掲載する。

(会員の義務)

第10条 会員は次の義務を負うものとする。

- (1) 会員は、定款、本規則等諸規定、決定事項などを遵守すること。
- (2) 会員は、本会の活動に対して協力するものとする。
- (3) 住所(本店所在地)、氏名(社名・担当者名)等に異動のあったときは、すみやかに本会に届出ること

(退会)

第11条 会員は、退会の1か月以上前に当会に対して通知をすることにより退会することができる。

- 2 退会の通知は、本会が定める退会届(別紙2)を作成し、これを事務局に提出しなければならない。
- 3 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届出書の提出は不要とする。
- 4 年度途中で退会した場合であっても納入済みの年会費は返納しない。

(除名)

第12条 本会は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (4) 2年以上の会費の滞納
- (5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合

(除名の通知)

第13条 会員は除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知した時に会員たる資格を喪失する。但し、当該会員は除名する旨を通知した日から、10日の間に申し出ることで、社員総会において弁明の機会を与えられる。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第14条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第15条 本規則の改正は社員総会の決議による。

附 則

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(別紙 1)

誓約事項

1. 私(当法人・当団体)は会員として、下記の事項について誠実に実行することを誓約いたします。
 - (1) 協会の目的を達成するための事業に協力すること。
 - (2) 協会の名誉を傷つけ及び目的に反する行為を行わないこと。
 - (3) 協会において開示された情報・各種書式及び使用が許可されたロゴマーク、その他各種シンポジウムや勉強会において取得した情報並びに成果物等を、自らの活動以外には使用し無いこと。また、退会以降はいかなる場合においてもこれらを使用しないこと。
 - (4) 定款、理念、会員規則等諸規定、決定事項等を遵守し、入会金及び会費を遅滞なくに納付すること。

2. 私(個人・法人・団体)は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員または暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - (6) 特殊知能暴力集団等
 - (7) その他前各号に準ずる者及び団体

3. 私(個人・法人・団体)は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交流関係にある者(以下、「反社会的勢力等」と言う。)と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明、確約いたします。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力等を役職員や顧問としたり、反社会的勢力等に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力等を利用していると認められる関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、また便宜を供与するなどの関係
 - (5) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

4. 私(個人・法人・団体)は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明、確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計または威力を用いて貴法人の信用を棄損し、または貴法人の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

5. 私(個人・法人・団体)は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合、またはこの表明・確約が虚偽の申告であると判明した場合は、会員の取り消しを受けても異議を申したてず、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

一般社団法人 SDGs 推進協会への入会に際し、上記誓約事項全てを誓約します。

年 月 日

(以下自署して下さい)

住所: (団体・賛助会員の場合は本店所在地)

氏名: (団体・賛助会員の場合は代表者氏名)

(別紙 2)

退 会 届

令和 年 月 日

一般社団法人 SDGs 推進協会 御中

このたび貴会を退会したくお届けします。

会員 No.	
会員名称	
代表者(担当者) (法人、団体の場合)	
所在地	〒
連絡先(電話番号)	
E-mail	

退会理由(次の該当する箇所に☑し、その他の場合は理由をお書き下さい。)

- 休業・廃業・倒産・合併 経費削減 怪我・病気 メリット無し
 その他理由

--

【退会届の提出】

上記必要事項を自署にて記入の上、メール添付にて下記アドレスまで送付して下さい。

メールアドレス: office@sdgspa.org

【個人情報の取扱いについて】

当会は、本書面の内容について退会手続のためだけに利用し、それ以外の目的で使用することは一切ありません。